

厚生労働省発健0406第7号

平成24年4月6日

沖縄県知事 殿

厚生労働事務次官

平成24年度沖縄振興公共投資交付金（水道施設整備に関する事業）
の交付について

標記交付金については、別紙「平成24年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱（水道施設整備に関する事業）」により行うこととされ、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成24年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱（水道施設整備に関する事業）

（通則）

第1 沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号）（以下「制度要綱」という。）に基づく沖縄振興公共投資交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2 この交付金は、沖縄県（以下「補助事業者」という。）が行う水道法（昭和32年法律第177号）第3条に基づく水道用水供給事業の用に供する施設（以下「沖縄水道水源開発等施設」という。）を整備する場合において、当該施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第1の第2欄に掲げる交付基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第10条第1項の規定により整備した施設を補助事業者が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）（以下「交付対象事業」という。）に要する費用を交付の対象とする。ただし、交付対象事業に要する費用（複数年度にわたって継続実施される事業にあつては、当該複数年度全体の事業に要する費用の合計。）が100,000千円に満たないものを除く。

（交付対象事業費）

第3 この交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、別表第2に定める算定基準により、それぞれ算定された額（実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。）の合計額とする。ただし、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダム

の共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。

2 PFI事業の実支出額は、別表第1の第4欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用（施設の維持・管理費用及び金利分を除く。）とする。

（交付額）

第4 厚生労働大臣は、制度要綱第11により、内閣総理大臣から移替えられた交付金について、沖縄振興交付金事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を補助事業者に交付する。

（交付額の算定方法）

第5 この交付金の交付額は、交付対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「交付基本額」という。）に、別表第1に掲げる区分ごとに、交付率をそれぞれ乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

（交付の条件）

第6 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

(1) 事業計画の変更

ア 交付金の交付の対象となった交付対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(ア) 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

- a 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
- b 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの
- c 規模の変更で交付金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

(イ) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあっては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施行延長の30%以上の増

減が生じた場合

(ウ) 事業に要する経費の配分変更であって、次の事項を変更しようとする場合

a 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

b 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

イ アにより承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式2により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。ただし、(ア)の場合は当該年度の2月20日までに報告しなければならない。

(ア) 交付対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合

(イ) 交付対象事業が、当該交付金の交付の決定の内容となった交付対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより交付金の一部が不用となる場合

(ウ) 交付対象事業が災害を受けた場合

(エ) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

(3) 事業の中止又は廃止

交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式2による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 状況報告

ア 当該事業年度における各四半期（第4・四半期を除く。）ごとの事業の進捗状況について、当該期間経過後15日以内に、別紙様式3により事業遂行状況報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(5) 財産処分の制限

ア 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物

並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であつてその単価が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

イ 厚生労働大臣の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があつたときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 財産の管理及び運営

交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業の経理

交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式5による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(8) 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

(申請手続)

第7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

第8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第7に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

(補助金の概算払い)

第9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付決定までの標準的期間)

第10 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(実績報告)

第11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式6による事業実績報告書に係る書類を添えて、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、平成25年4月30日までに別紙様式7による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、第7の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを交付金から減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第12 補助事業者は、第7の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第11の2の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

(その他)

第13 特別の事情により第2、第3、第5、第7、第8及び第11に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第1

1 区 分	2 交付基準	3 交付率	4 交付対象施設	備 考
沖縄水道水源開発等施設整備	<p>沖縄県が行う水道用水供給事業の用に供する施設を整備する以下の事業であること。</p> <p>1 水源施設</p> <p>(1) ダム建設負担金 水源施設であって、ダム建設に要する費用を負担するものであること。</p> <p>(2) 西系列等水源開発施設</p> <p>ア 水源等施設 水源施設であって、取水施設、貯水施設を整備する事業であること。</p> <p>イ 導水施設 水源施設であって、導水施設を整備する事業であること。</p> <p>ウ 海水淡水化施設 水源施設であって、海水淡水化施設を整備する事業であること。</p> <p>2 水道用水供給施設</p> <p>(1) 共同施設</p> <p>ア 水道用水供給施設であって、水道用水供給事業、工業用水道事業が共同で施設を整備する事業であること。</p> <p>イ アのうち、基幹的な水道施設として内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定めた施設を整備する事業であること。</p> <p>(2) 専用施設 水道用水供給施設であって、水道用水供給事業が専用で施設を整備する事業であること。</p> <p>3 浄水場排水処理施設 浄水場から発生する排水等の処理を行う施設を整備する事業であること。</p>	<p>9 / 10</p> <p>8.5 / 10</p> <p>8 / 10</p> <p>8.5 / 10</p> <p>3 / 4</p> <p>9 / 10</p> <p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p>	<p>1 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設 (4) 海水淡水化施設 (5) (1)～(4)の施設と密接な関連を有する施設</p> <p>2 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 取水施設 (2) 貯水施設 (3) 導水施設 (4) 浄水施設 (5) 送水施設 (6) 配水施設 (7) (1)～(6)の施設と密接な関連を有する施設 ただし、1に掲げる水源施設の交付対象となる施設を含まないものとする。</p> <p>3 次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 排水調整施設 (2) 濃縮施設 (3) 脱水施設 (4) (1)～(3)の施設と密接な関連を有する施設 ただし、2に掲げる水道用水供給施設の交付対象となる施設を含まないものとする。</p>	

(注) 第5の「別表第1に掲げる率」は第3欄の交付率をいう。

別表第2

費目	種目	細分	算定方法	説明
工事費	1 本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。 「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費をいう。 「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。 「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、仮設費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいう。 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。	
		直接経費	直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。	
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な接機器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。 また、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
		現場管理費	現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	
一般管理費	一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。			

2 附帯工事費		附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。	「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。
3 用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。	「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。
4 調査費		調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。	「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。 なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については対象外とする。
5 機械器具費		機械器具費については、適正な実支出額とする。	「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。
6 営繕費		営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が 1,000万円以下の場合 5. 0% (2) 合計額が 1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 4. 0% (3) 合計額が 3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 3. 0% (4) 合計額が10,000万円をこえる場合 2. 0%	「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。 なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。
7 工事雑費		工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に直接施工のものにあっては4. 0%請負施工のものにあっては1. 5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。	「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から貸金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。

事務費		<p>事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <table data-bbox="633 316 1328 467"> <tr> <td>(1) 合計額が1,000万円以下の場合</td> <td>5. 5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合</td> <td>3. 5%</td> </tr> <tr> <td>(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合</td> <td>2. 5%</td> </tr> <tr> <td>(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合</td> <td>2. 0%</td> </tr> <tr> <td>(5) 合計額が20億円をこえる場合</td> <td>1. 5%</td> </tr> </table>	(1) 合計額が1,000万円以下の場合	5. 5%	(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合	3. 5%	(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合	2. 5%	(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合	2. 0%	(5) 合計額が20億円をこえる場合	1. 5%	<p>「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p> <p>なお、水道広域化施設整備費のうち、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画以外の一般広域化施設整備費については、対象外とする。</p>
(1) 合計額が1,000万円以下の場合	5. 5%												
(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合	3. 5%												
(3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合	2. 5%												
(4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合	2. 0%												
(5) 合計額が20億円をこえる場合	1. 5%												